

## 通勤手当と所得税と消費税

一般的に通勤費は所得税が課税されない。という認識が多いと思いますが、実は所得税が課せられる場合があります。

### 1. 通勤費の非課税限度額とは

遠方から通勤している方、新幹線またはグリーン車で通勤される方は通勤費が多額になる事があります。この場合、非課税限度額(交通機関又は有料道路を利用時 150,000円/月)を超えると給与として認識されます。

### 2. 自動車や自転車、バイクによる通勤の限度額

自動車通勤の場合は、ガソリン代や高代が発生する可能性があります。これもまた所得税法上の非課税限度額を超えている場合は給与とします。そして、片道の通勤距離によって非課税最高限度額が決められていますので、定額で支給している場合には注意が必要になります。以下が片道距離による限度額表です。

#### 【距離に応じた非課税限度額】

片道 55Km 以上	31,600 円
片道 45Km 以上 55Km 未満	28,000 円
片道 35Km 以上 45Km 未満	24,400 円
片道 25Km 以上 35Km 未満	18,700 円
片道 15Km 以上 25Km 未満	12,900 円
片道 10Km 以上 15Km 未満	7,100 円
片道 2Km 以上 10Km 未満	4,200 円
片道 2Km 未満	全額課税

## 上原会計事務所

松本市島立 1095 番地 1 デザインセンタービル 2F

Tel 0263-88-2514 Fax 0263-88-2516

### 3. 消費税の取り扱い

消費税法においては、給与であれば消費税が課されない不課税取引に該当し、国内の交通機関や有料道路の利用代等は課税取引に該当します。所得税法上の非課税限度額を超えて支払った場合は、給与になりますが、消費税法上、所得税法を考慮して不課税で計上するのでしょうか？ 給与所得として考えれば、全額が不課税と思うかもしれませんが、ところが、先に記載した給与所得で課税される限度額超過分であっても、「通常必要とされる範囲」の交通費であれば、消費税法上は課税取引として認識します。つまり、限度額を超える金額に対しては、この「通常必要とされる範囲」を検証する必要があり、必要と判断すれば課税取引として処理する事になります。実務上は、各会社の運用次第ですが、給与科目の中に消費税課税取引と消費税不課税取引とが混在する事になる可能性があるため、ややこしいですね。

#### おわりに

実務上は、給与科目に課税取引が混ざったり、超過額の管理を行ったり、限度額を把握しておいたり、煩雑になるので、業務の簡素化の為に通勤費申請の最初の段階で確認しておきたい事項です。